

○茨城県立医療大学自己点検・評価委員会規程

〔平成7年4月6日〕

医療大訓第7号

改正 平成8年11月27日

改正 平成15年4月1日

改正 平成22年3月17日

改正 平成25年4月24日

改正 平成28年2月18日

改正 平成31年3月14日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第108号)第12条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 学生部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 各学科及び各センター長
- (6) 研究科長
- (7) 附属病院長
- (8) その他学長が必要と認める者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価に関する事項
- (2) 認証評価に関する事項
- (3) その他大学評価に関する事項

(委員会等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が指名する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、自己点検・評価の実施に関し、必要に応じて別に専門部会をおくことができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月24日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。